

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
2	A201800351 平成30年8月19日(栃木県) 平成30年9月11日	ワイヤレスコントローラ(携帯ゲーム機用)	HAC-015	任天堂株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、携帯ゲーム機本体に当該製品を取り付けた状態でゲームをした後、日の当たらないところに当該製品を置いていたところ、当該製品から火が出た。 ○以前からゲーム中に携帯ゲーム機が熱くなることがあったとの申出内容であった。 ○当該製品は、操作スティック等の樹脂部品が焼失していたが、内部のメイン基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のリチウムイオン電池セルは焼損し、電極体は密度が低下してたわんでおり、負極板に熔融及び穴空きが認められた。 ○保護回路基板に熔融等の異常は認められなかった。 ○携帯ゲーム機本体に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201800523 平成30年10月7日(群馬県) 平成30年12月5日	除湿機	CD-452BD	松下電器産業株式会社(現 パナソニック エコシステムズ株式会社に事業移管)	(火災) 施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は30年以上使用されており、事故発生までの数年間は連続使用されていた。 ○事故発生時、資料館の展示室は無人であった。 ○当該製品は、電源コードが延長されて室外に引き出されており、室外に設置されたスイッチで電源を入切できるように改造されていたが、詳細は確認できなかった。 ○当該製品は排水ホースが接続され、連続排水されていた。 ○当該製品本体は直方体状の木製ケースで覆われており、木製ケースは背面がなく、天面と正面に通気口が設けられていた。 ○当該製品は著しく焼損しており、樹脂部品が熔融していた。 ○圧縮機の始動用コンデンサーは焼損が著しく、電極体は焼失していた。 ○ファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は圧縮機の始動用コンデンサーから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201800596 平成30年12月16日(千葉県) 平成30年12月28日	食器洗い乾燥機	NP-5620B	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は12年前に故障、修理されたものの、その1年後に再度故障し、それ以降は保管庫として使用されていたが、電源スイッチ及び専用ブレーカーは切られていなかった。 ○事故発生の1時間前に漏電ブレーカーが切れ、再投入することを3～4回繰り返したのち、当該製品から出火した。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、前扉用ばねの一本が切れて変色し、近傍の樹脂製台枠が変形、熔融していたほか、ばねに隣接する保護スプリング付樹脂製排水ホースが焼損していた。 ○当該製品の底板の内側に漏水した痕跡が認められた。 ○内部配線の一部にガラス繊維製被覆のほつれが認められたが、他に異常は認められなかった。 ○洗浄ポンプ、排水ポンプ、制御基板、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○焼損部位の周辺に、当該製品以外の着火源の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部で漏電が生じて出火した可能性が考えられるが、出火に至った経緯が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間: 25年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201800600 平成30年12月22日(栃木県) 平成31年1月4日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	KP40F	オムロン株 式会社	(火災) 当該製品内部を焼損し、周辺 を汚損する火災が発生した。	○使用者は、運転中の当該製品から異音及び発煙を確認したため、自立運転スイッチを押したところ、約15分後に発煙が収まった。 ○当該製品は天面の通気口にすずの付着が認められたが、外観に焦げ等の異常は認められなかった。 ○交流フィルター基板のフィルムコンデンサーの1個が焼損し、基板自体にははんだの溶融、レジストの変色等の異常が認められた。 ○交流フィルター基板のサージアブソーバー及びスイッチング素子の電気特性に異常が認められたが、焼損は認められなかった。 ○メイン基板、直流フィルター基板、端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、過電流が流れて交流フィルター基板のサージアブソーバーに異常が生じ、フィルムコンデンサーが焼損した可能性が考えられるが、過電流が流れた原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201800619 平成31年1月1日(埼玉県) 平成31年1月11日	電気冷温風機	EFT-1602	スリーアップ 株式会社	(火災) 店舗で当該製品を使用中、 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の背面上部左側の樹脂製外郭が焼損し、両切タイプの電源スイッチ及び配線接続部に焼損が認められた。 ○電源スイッチの端子及び配線側の端子の接続部分に複数の溶融痕が認められた。 ○電源スイッチの樹脂製ケースが焼失し、スイッチ内部の接点部品は回収されておらず確認できなかった。 ○電源コード、電源基板及びその他の電気部品に異常は認められなかった。 ○当該製品は屋内専用であるが、屋外で使用されていた。 ●当該製品は、電源スイッチ部分から出火したものと推定されるが、スイッチ全体が焼損し、接点部品が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201800631 平成31年1月8日(長野県) 平成31年1月17日	電気ポンプ (井戸用)	N3-156SH形	株式会社川 本製作所	(火災) 当該製品及び建物を全焼す る火災が発生した。	○建物には誰も住んでいなかったが、当該製品は延長コードを介して電源に接続されていた。 ○モーターは焼損しているものの、モーター内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○起動用コンデンサーは焼損しているものの、原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ○基板は部品等が脱落していたが、基材の欠損、穴空きは認められなかった。 ○端子台は、樹脂部分が焼失していたが、端子金具は残存しており、溶融痕及び端子の緩みは認められなかった。 ○電源コード及び延長コードの被覆は焼失していたが、断線は認められなかった。 ○凍結防止用ヒーターのサーモスタット及びモーター用サーモスタットは焼失し、確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A201800669 平成31年1月12日(大阪府) 平成31年1月28日	IH調理器	SIH-C224A	三化工業株式会社	(火災) 当該製品の上に置いていた可燃物等を焼損する火災が発生した。	○使用者の外出中、当該製品のトップレート付近に置かれていた水切りかご等の可燃物が焼損した。 ○当該製品は、トップレートに焼損物が付着していたが、その他の箇所に焼損は認められなかった。 ○ラジエントヒーターのリレーを制御しているトランジスターが故障して半導通状態となっていたが、ラジエントヒーターの制御基板、IHコイル等の電気部品に焼損や出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品が設置された流し台の内部は、著しく結露しており、当該製品内部に水の浸入の痕跡が認められた。 ○事故発生後、スイッチを入れていない当該製品のラジエントヒーターが勝手に通電されることが確認された。 ●当該製品は、ラジエントヒーターの通電を制御するトランジスターが故障したため、ラジエントヒーターが通電され、トップレート付近に置かれていた可燃物が焼損したものと推定されるが、トランジスターが故障した原因が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A201800690 平成31年1月3日(東京都) 平成31年2月7日	電動アシスト自転車	BE-EKD63	パナソニックサイクルテック株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、当該製品のサドル部が破損し、転倒、負傷した。	○使用者が当該製品で走行中、サドル下の舟線が折れてバランスを崩して転倒し、肋骨及び左小指を骨折した。 ○使用者は、事故発生前日に、当該製品のサドルの左後方が下方に曲がったようになっていることに気付いたが、手で持ち上げると元に戻ったため、そのまま使用していた。 ○当該製品は、左側の舟線が破断しており、破断した舟線の表面は、金具固定位置付近で塗膜の剥がれが認められた。 ○舟線の破断面は、天面側に亀裂の起点と思われるラチェットマーク(段差)及びさびが、中央部分に疲労破壊に特有のビーチマークが、地面側に凹凸のある破面及び破面がつぶれたような摩滅痕が、それぞれ認められたが、天面側に亀裂が入った時期及び原因は特定できなかった。 ○同等品のサドルを使用して、JIS D 9313-7「自転車ー第7部:座面装置の試験方法」に規定されるサドルの疲労試験を実施したところ、基準を満たしていた。 ○同等品のサドルを使用して、ロードシミュレーター(4軸走行試験装置)を使ったサドルの耐久性試験を実施したところ、135,000回段差を乗り越えたことに相当する負荷を加えてもサドルに異常は認められなかった。 ○当該製品を確認することができなかった。 ●使用者が舟線の破断に気付いていながら使用を継続したため発生した事故と推定されるが、当該製品を確認できず、舟線に亀裂が入った原因及び時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201800765 平成31年2月11日(宮城県) 平成31年3月5日	マット(パズル式)	パズルマットJ5 5タイプBR 4P7 ツッキ	株式会社ニトリ	(重傷1名) 当該製品を床に敷いている際に当該製品の上から移動したところ、転倒し、右手首を負傷した。	○当該製品の敷き込み中、使用者は当該製品の上を2、3歩移動したところで足を滑らせて転倒し、受け身を取ろうとした際に右手首を骨折した。 ○当該製品は、薄茶色と茶色のマットが2枚ずつセットになっている製品で、同等品と比較したところ、目視や手触り、靴下を履いた際の足の滑りやすさにおいて、差は認められなかった。 ○取扱説明書には、「製品の特性上、表面が滑りやすくなっている。」「使い始めは表面が滑りやすい場合があるため、気になる際は中性洗剤を含ませたタオル等で水拭きした後、乾燥させてから使用する。」旨、記載されている。 ○敷き込みしていた場所の床材、靴下の材質、使用前の水拭きの有無等、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ●当該製品は、同等品との比較において滑りやすさは認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、床材に対する製品裏面の影響等が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
11	A201800800 平成30年11月7日(埼玉県) 平成31年3月18日	バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)	BA-039	株式会社富士倉	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は他社製充電器を用いて容量の半分程度までの充電を行っていた。 ○当該製品の焼損は著しく、内蔵されたリチウムポリマー電池セル2個のうち、1個が焼失し、残存した電池セルも負極の一部のみが残存していた。 ○事故発生時に使用されていた充電器は著しく焼損し、電源コードに熔融痕が認められた。 ○充電器の事業者名等の詳細は特定できなかった。 ●当該製品は内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
12	A201800804 平成31年3月5日(長野県) 平成31年3月18日	電気冷蔵庫	SJ-WH40F (推定)	シャープ株式会社	(火災) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、ドアは脱落し、樹脂部品、断熱材等は焼失していた。 ○霜取りヒーター及びファンモーターは確認できなかった。 ○制御基板、圧縮機、オーバードリレー、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の隣にごみが積まれており、使用者は事故発生以前にごみの付近に吸い終わったばかりの吸い殻を置いていた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められず、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201800818 平成31年2月14日(長野県) 平成31年3月25日	電気毛布(敷毛布)	AMS-143	日本電熱株式会社	(火災、死亡1名) 病院で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品を使用中にベッド上が焼損し、床にあったコントローラー上面、ベッド周辺の床及び壁が焼損した。 ○当該製品の電源コードは、コントローラー側の芯線が露出し数か所で断線して熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕かは特定できなかった。 ○電源プラグは純正品から他社製品に付け替えられており、電源コード長が仕様よりも41cm短くなっていたが、電源プラグ側の電源コードに焼損は認められなかった。 ○コントローラーと敷毛布本体を接続するコード及び接続コネクタ部分が焼損し、コードの芯線が露出して複数箇所断線していた。 ○敷毛布本体は、繊維部分が焼失して発熱線のみ回収されていたが、発熱線に熔融痕は認められなかった。 ○コントローラーは、上面の樹脂製外郭が熔融し、基板等の電気部品が樹脂に埋もれていたが、内部は確認できなかった。 ○病院の所有物であった当該製品の事故以前の使用実態は不明であり、当該製品が使用された経緯及び事故直前の使用状況も特定できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、詳細な使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A201900005 平成31年3月13日(福岡県) 平成31年4月1日	電気ストーブ(オイルヒーター)	不明	デロンギ・ジャパン株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の主電源を入れてタイマー予約後、外出中に運転開始状態となり、建物が全焼した。 ○当該製品は全体の焼損が著しく、樹脂部品は焼失していた。 ○内部配線の大部分は確認できず、確認された内部配線の断線部に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕かは特定できなかった。 ○温度過昇防止装置は接点部品が欠落し、また、電力切替スイッチ等の電気部品が確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201900018 平成31年3月27日(東京都) 平成31年4月5日	タブレット端末	Surface 3 tablet-128G	日本マイクロ ソフト株式会 社	(火災) 事業所で当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○店舗において、当該製品のバッテリーパックが膨張したものの、継続使用していたが、別の同型式品のバッテリーパックも膨張したため、使用を中止し、緩衝材等で梱包して段ボール箱に入れて店舗本社に輸送したのち、保管していたところ、当該製品及び緩衝材が焼損していた。 ○当該製品は液晶ディスプレイが浮き上がり、バッテリーパックの1個のリチウムポリマー電池セルに焼損が認められた。 ○当該製品の外郭ケースにへこみ等は認められなかった。 ○電池セルの焼損は著しく、負極銅箔は溶融し、正極アルミ箔は焼失していた。 ○負極銅箔の正極タブリード引き出し部が重なる部位に溶融が認められ、溶融部を起点に放射状のしわが認められた。 ○バッテリーパックのもう1個の電池セル、本体の制御基板及びその他の電子部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該型式品は、バッテリーパックの膨張事象が複数件発生していた。 ●当該製品はバッテリーパックのリチウムポリマー電池セルが膨張したため、輸送中の振動等により、内部短絡して異常発熱し、焼損した可能性が考えられるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A201900031 平成31年2月14日(神奈川県) 平成31年4月9日	椅子	KFS- 745GB-T1B2	株式会社イ トーキ	(重傷1名) 事務所で当該製品に着座し たところ、当該製品の脚部が 破損し、転倒、頸部を負傷し た。	○使用者は当該製品に座った途端に、後ろ脚が破断して後方に転倒し、後頭部を強打したとの申出内容であった。 ○当該製品は脚部の1本が根元から破断し、その先端部には過去に在庫品落下時に付いていたものと同様の擦れた傷が認められた。 ○脚部を落下させる等して強い衝撃を加えた際に、脚部の強度が低下することが認められた。 ○当該製品の脚部に衝撃が加わった原因及び時期は不明であった。 ○当該製品の破面にはボイドが認められたが、ボイドを想定して同等品の脚部に切り欠きを入れ、脚部上方から8kNを3,000回繰り返し荷重を掛けた結果、破損しなかった。 ○当該製品の成分は、同等品と比較して差異は認められなかった。 ●当該製品は、脚部に落下等の強い衝撃が加わることで強度が低下することが認められたことから、強度が低下した状態の当該製品を使用していたため、着座する際の荷重等で破断し、事故に至った可能性が考えられるが、脚部に衝撃が加わった原因及び時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201900044 平成29年10月2日(沖縄県) 平成31年4月16日	リチウム電池 内蔵充電器	ET-104L	株式会社セ ンチュリー	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品はスマートフォン、タブレット用のモバイルバッテリーであり、当該製品を充電中に当該製品から出火した。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が焼失し、内部のリチウムイオン電池セル4個が全て飛び出していた。 ○一部の電池セルは外装缶が開裂して内部電極が飛び出していたが、当該製品は既に廃棄されており、詳細は確認できなかった。 ●当該製品の詳細が確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A201900048 平成30年3月2日(長崎県) 平成31年4月16日	電気炊飯器	不明(RC-10VSE,RC-102VSS,RC-18VSE又はRC-182VSS)	東芝ホームテクノ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は外郭全体が焼損しており、底面の樹脂は焼失し、内部の電気部品が露出していた。 ○電源コードが断線し、断線部に熔融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。 ○基板及びファンモーターから出火した痕跡は認められなかったが、IHコイル、内部配線等が確認できなかった。 ○当該製品を入手できず、詳細な調査はできなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201900051 平成31年3月22日(東京都) 平成31年4月18日	コンセント付洗面化粧台	LMPA075B1 GFC2G	TOTOハイリピング株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、コンセント下部からコンセント周辺にかけて焼損していた。 ○電源コードは溶断しており、異極間短絡した痕跡が複数箇所で見られた。 ○電源コードの断線部は、コンセント下部の焼損著しい箇所から離れており、延焼により短絡溶断した可能性が考えられた。 ○コンセント下部の著しい焼損箇所には電気部品は配置されていなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼によりコンセント下部が焼損した可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A201900065 平成31年2月27日(埼玉県) 平成31年4月22日	空気清浄機	CLV069	株式会社セラヴィ	(火災) 病院で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○洗面所の洗面台横の床に設置されていた当該製品から出火していたことから、水を掛けて消火し、当該製品、床、壁等を焼損した。 ○清掃状況を含む詳細な使用状況は不明であった。 ○当該製品は外郭樹脂の大部分が焼損し、炭化していた。 ○電源基板は焼損していたものの、出火の痕跡は認められなかった。 ○樹脂製ファンは焼失し、ファンモーターに軸の固着及びさびが認められた。 ○ファンモーターの巻線の一部に変色及び乱れが認められた。 ○電源コードに断線等は認められなかった。 ○集じんプレート、放電ユニットに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、ファンモーターの軸が固着して過負荷状態となり、モーター巻線の絶縁性能が低下し、レイヤショートが生じて出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A201900089 平成31年4月23日(兵庫県) 令和1年5月8日	モーター(模型用)	S3177SV	双葉電子工業株式会社	(火災) 当該製品を使用した玩具が墜落し、その周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は模型飛行機の昇降舵用のモーターである。 ○模型飛行機が離陸してから7分後に当該製品を使用した昇降舵が動作しなくなったため、エンジンを停止させて墜落させ、墜落後に破裂音が出て出火した。 ○墜落直前まで模型飛行機より、炎及び煙は出ていなかった。 ○模型飛行機には、エンジン、モーター5個、受信機、受信機用バッテリー及びジャイロが搭載されており、各電気部品をつなぐ配線は自作のものを使用していた。 ○当該製品は焼損が著しく原形をとどめておらず、内部基板は、一部変色しており、過負荷が加わった痕跡が認められた。 ○方向舵用のモーターは、焼損が著しく原形をとどめていなかった。 ○配線の一部が焼失しており、確認できなかった。 ○墜落時、エンジンの燃料が残っていた。 ○模型飛行機に搭載されているその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、模型飛行機の操縦歴が50年あり、週に3回程度飛行させていた。 ●当該製品の焼損は著しく、操縦不能となった原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201900090(エンジン(模型用))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
22	A201900113 令和1年5月8日(茨城県) 令和1年5月20日	ウォーター ベッド	WCMシリー ズ	株式会社 シーリージャ パン(現 株 式会社ス リープセレクト)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、ヒーター及びヒーターコントローラー以外は、大部分が焼失していた。 ○ヒーターに破断が認められ、その端部が炭化及び焼損していたほか、取り付けられていた2個のサーモスタット中の1個が設置されていた部位が焼失していた。 ○ヒーターコントローラーは外郭樹脂が著しく焼損していたが、電源コード、内部配線に短絡痕は認められなかった。 ○事故発生1か月前及び2日前に、6本のウォーターバッグのうち1本から漏水があり、使用者が補修をし、防水シート(ウォーターバッグが格納されている囲い)にたまった水を拭き取っていた。 ○水漏れがあったウォーターバッグ側のヒーター配置部分が著しく焼損し、床が焼け抜けていた。 ○事故現場には当該製品以外に火元となるような製品は認められなかった。 ●当該製品は、ヒーターが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、水漏れがあったウォーターバッグの補修状況及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A201900115 平成31年4月29日(福島県) 令和1年5月21日	電気冷蔵庫	NR-C36T1	松下冷機株 式会社(現 パナソニック 株式会社)	(火災、死亡1名) 建物4棟を全焼する火災が発 生し、1名が死亡した。現場に 当該製品があった。	○当該製品は全体的に著しく焼損しており、中央部で折れ曲がっていた。 ○機械室内壁に局所的に焼損の著しい箇所は認められず、圧縮機、運転コンデンサー等の電気部品は残存しており、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード、ドアスイッチ等の電気部品は確認できなかった。 ○当該製品以外にガスこんろ及び石油給湯器が確認されたが、使用状況等の詳細は不明であった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
24	A201900142 令和1年5月18日(滋賀県) 令和1年5月28日	電気冷蔵庫	YRZ-F19B1	株式会社ヤ マダ電機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品の冷凍室及び冷蔵室の庫内が焼損し、焼損物が底部の野菜室の上に堆積していた。 ○庫内の電気部品は所定の取付位置から外れ、断線した内部配線とともに焼損物の中に埋もれていた。 ○残存していた庫内の電気部品及び内部配線に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかったが、冷凍室のファンモータースイッチの接点部は確認できなかった。 ○ファンモーターは、モーター基板のフィルムコンデンサーが焼損していたが、基板の電流ヒューズは切れていなかった。 ○本体背面下部の機械室及び電源コードは焼損していなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
25	A201900144 平成31年4月26日(大阪府) 令和1年5月30日	携帯電話機 (スマートフォン)	SHV33(KD DI株式会社 auブランド)	シャープ株 式会社(KD DI株式会社 auブランド)	(火災) 当該製品を充電後、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の背面パネルは大半が焼損して、バッテリーパックは露出し、全体的に焼損して いた。 ○バッテリーパックの背面側に横方向へ広がる筋が認められ、筋が認められた側面を中心 に巻回体が内側に押し込まれたように変形していた。 ○リチウムイオン電池セルの正極は外周以外は焼失し、セパレーターは完全に焼失してお り、負極の一部に溶融及び破れが認められた。 ○当該製品の内部基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の液晶パネルに割れ等は認められず、外郭フレームにへこみ等、外力が加わっ た痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、端末補償サービスにて交換対応を行ったリフレッシュ品であり、前キャビネット、 背面カバー、基板、バッテリーパックが交換されていた。 ●当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルで内部短絡が生じ、異常発熱 して焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明 のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201900158 平成31年4月14日(長野県) 令和1年6月4日	電気ストーブ (ハロゲンヒー ター)	PHM-406	株式会社千 住	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○使用者は、当該製品の上方に渡したビニール製のロープに干したタオル類を乾かすため に、当該製品の電源をオンにして外出していた。 ○当該製品の焼損は著しく、台座の一部を除き、樹脂部品は焼失していたが、ガードに繊維 等の炭化物の付着は認められなかった。 ○電源コードは本体内部で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○首振りモーターの電源線の1本が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○転倒時オフスイッチの接点及び転倒時オフスイッチと温度ヒューズを接続する内部配線が 確認できなかった。 ○ヒーター及び首振りモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明の ため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A201900165 平成28年1月1日(千葉県) 令和1年6月5日	リチウム電池 内蔵充電器	WT-P100S- BK	ウィンテン株 式会社	(火災) 事務所で当該製品を充電 中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品を含むリチウム電池内蔵充電器9個を樹脂製のかごの中に置き、5口延長コード に接続して充電していた。 ○樹脂製のかごは当該製品が置かれていた箇所を中心に焼損していた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は原形をとどめていなかった。 ○内蔵リチウムイオン電池セル4個のうち2個に焼損は認められなかったが、1個は電極体の みが残存し著しく焼損し、もう1個は事故現場から収去されず確認できなかった。 ○内部基板は焼損していたが、基材の欠損、穴空きは認められなかった。 ○その他のリチウム電池内蔵充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は店舗のイルミネーションライト用電源として使用されており、複数の従業員が使 用していたことから、詳細な使用状況は特定できなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細 な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A201900168 平成30年2月28日(愛知県) 令和1年6月5日	エアコン	不明	株式会社富 士通ゼネラ ル	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は全て焼失していた。 ○熱交換器の焼損は著しく、アルミフィンの一部が焼失していた。 ○基板の焼損は著しかったが、局所的な焼損は認められなかった。 ○電源プラグの栓刃に溶融痕は認められなかった。 ○ファンモーター、端子台等のその他の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明(リ モコンの製造時期 から23年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A201900179 令和1年5月6日(京都府) 令和1年6月10日	電気ポンプ	HP-50	株式会社寺田ポンプ製作所	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体は全体的に著しく焼損していた。 ○モーターと起動用コンデンサー間の配線が断線しており、断線部に熔融痕が認められた。 ○電源スイッチ、サーマルプロテクター及び起動用コンデンサーは確認できなかった。 ○サーマルプロテクターを外郭に取り付けている金属製のねじ、ナットは確認できなかった。 ○アルミダイカスト製のモータブラケットが熔融していた。 ○モーターはロック状態であり、また、モーター巻線は全体的に変色していたが、巻線にレイヤショートが生じた痕跡は認められなかった。 ○羽根車部に砂利や水草等の異物が入っていた。 ○使用者が事故発生前日に当該製品を使用した際、製品内部から異物が入ったような音がしていた。 ○使用者は当該製品付属のストレーナー(吸込口ホース先端に取り付ける異物混入防止用の部品)を装着せずに使用しており、これまでも製品内部に異物が入り込むことがあり、その都度、当該製品を分解して除去していた。 ●当該製品は、付属のストレーナーを装着せずに使用していたことで、製品内部に異物が入り、モーターがロックした際に、サーマルプロテクターが取り外されていたため、モーターが異常発熱した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A201900190 平成31年3月23日(兵庫県) 令和1年6月14日	自転車	SS8STP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左腕を負傷した。	○当該製品を確認した販売店によれば、ハンドルロックのケースは破損しておらず、ハンドルを回転させると「カチカチ」と音が鳴り、後輪のサークルロックのかんぬぎと連動ワイヤーの動きが悪く途中で止まっていたとの申出内容であった。 ○当該製品の後輪のサークルロックは、スライダーの摺動性が悪くなるとかんぬぎが完全に戻らないことがあるが、その状態で後輪は回転できる構造であった。 ○当該型式品は、後輪のサークルロックを開錠した際にかんぬぎが完全に戻っていないとハンドルロックの開錠が不十分になる可能性があった。 ○製造事業者は、2010年には連動ワイヤー戻り不良の事故を把握し、サークルロックの設計変更を行い、2010年9月から2011年7月の間で改良品への切替えを行っていた。 ●当該製品は、後輪のサークルロックに摺動不良が生じてサークルロックが開錠してもハンドルロックの開錠が不十分な状態になる設計であったため、後輪が回転できるようになり使用者が気付かず走行した際にハンドル操作ができずに転倒したものと推定されるが、当該製品の確認ができないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A201900200 令和1年5月26日(富山県) 令和1年6月18日	草刈機	KC26NX(株式会社コメリブランド)	株式会社丸山製作所(株式会社コメリブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が刈り刃に絡まった草を取るため、エンジンを停止させずに当該製品のエンジン部を下にして立て、枯れ草の上に置いたところ、当該製品及び周辺の枯れ草を焼損した。 ○当該製品は、エンジン部の周囲が焼損していた。 ○マフラーカバー等の樹脂製部品が焼損しており、燃料タンクキャップも焼損し外れていた。 ○エンジン各部の焼損が著しく、燃料漏れ等の異常の有無は確認できなかった。 ○当該製品は5年前に購入し、これまで燃料漏れ、破損等の不具合はなかった。 ○取扱説明書には、「刈り刃部に巻き付いた草を取り除くときは必ずエンジンを停止する。」旨、記載されているが、「エンジン部と排気ガスが高温になるため可燃物との接触に注意する。」旨、記載されていなかった。 ●使用者がエンジンを停止させずに当該製品を枯れ草の上に置いたことで高温のマフラーと排気ガスにさらされた枯れ草が発火したものと推定されるが、焼損が著しく、燃料漏れ等の異常の有無が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
32	A201900239 令和1年6月8日(静岡県) 令和1年6月28日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1460B	株式会社マキタ	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、トラックの運転席側ダッシュボード上に置かれていた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭ケース及び制御基板が焼失して確認できなかった。 ○リチウムイオン電池セルは、8個のうち2個が焼失して確認できなかった。 ○残存する電池セルの焼損は著しく、一部の電池セルの内部電極に溶融痕が認められた。 ○事故発生以前の当該製品の充放電状況は不明である。 ●当該製品の焼損は著しく、一部のリチウムイオン電池セルや制御基板が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
33	A201900247 令和1年6月17日(石川県) 令和1年7月4日	携帯電話機(スマートフォン)	Android One X2 (ソフトバンク株式会社ブランド)	HTC NIPPON株式会社(ソフトバンク株式会社ブランド)	(火災) 社員寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ソファーマットの上で当該製品が表示面を上にして焼損し、マットに固着していた。 ○当該製品の液晶表示面は焼損していなかったが、背面は著しく焼損し、リチウムイオン電池セルの銅箔が露出していた。 ○バックカバーはバッテリーパック周辺が焼失し、バックカバーのその他の部分はソファーマットの一部分と共に溶融していた。また、ディスプレイ保護枠側面のバッテリーパックに接する部分に変形していた。 ○バッテリーパックは、外装、電池セルの正極及びセパレーターは焼失し、負極の銅箔のみ残存していたが、一部に破損が認められた。 ○パイプレーター素子が本来の実装位置から移動し、同軸ケーブルが外れていた。 ○パイプレーター素子の箇所は背面カバーが溶融し閉じたままであった。 ●当該製品は、バッテリーパックのリチウムイオン電池セルが異常発熱し出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A201900269 平成28年(大阪府) 令和元年7月16日	電動アシスト自転車	PM27CS	ヤマハ発動機株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、顔を負傷した。	○当該製品は既に修理されており、事故発生時の状態は維持されていなかった。 ○前ホークに変形は認められず、スポークに破断や変形は認められなかった。 ○ハンドルロックケースに割れは認められず、ハンドルを左右に作動させたところハンドルの動きは円滑であった。 ○車体に変形や破損は認められなかった。 ○その他の修理内容は不明であった。 ●当該製品は既に修理されており、事故発生時の状態は維持されておらず、詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201900293 令和1年6月29日(富山県) 令和1年7月24日	バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)	GFG902	株式会社ジーフォース	(火災) 当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、建物を全焼する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はニッケル水素電池用充電器を用いて充電されていた。 ○事故発生現場の焼損が著しかったため、当該製品及び充電器は回収されず、確認できなかった。 ○同等品充電器を用いて、同等品を充電した結果、外郭に膨張が認められたが、破裂、出火には至らなかった。 ○本体及び取扱説明書には、「リチウムポリマー電池専用、又はリチウムポリマー電池対応充電器で充電すること。」「充電器の使用方法や設定を誤ると重大な事故につながる。」旨、記載されている。 ●当該製品をニッケル水素電池用充電器を用いて充電したため、異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900419「充電器(ニッケル水素電池用)」と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
36	A201900327 令和1年6月26日(神奈川県) 令和1年8月1日	自転車	AR78S3	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 当該製品の泥よけ部が前輪 に巻き込まれ、前輪がロック し、転倒、負傷した。	○使用者が当該製品で下り坂を走行中、当該製品の前泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒した。 ○事故発生時、前輪に異物を巻き込んだかは不明である。 ○当該製品の前泥よけと前タイヤとの間に前泥よけが巻き込まれており、前泥よけと前ホークを固定しているL字金具及び前泥よけステーに変形が認められた。 ○当該製品の前ハブ及びフラップの内側に繊維の付着が認められた。 ○前輪スポークに目立った変形は認められなかった。 ○同等品の前泥よけは、JIS D 9313-1「自転車-第1部:試験条件通則及び部品などの試験方法」に基づく前泥よけの強度試験の基準を満たしていた。 ○同等品を用いて、当該製品製造当時のJIS D 9301「一般用自転車」に基づき、トウクリアランスを測定した結果、105mmであり、基準値である89mm以上を満たしていた。 ●当該製品で下り坂を走行中、前泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、バランスを崩して転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A201900351 令和1年7月28日(大阪府) 令和1年8月8日	ハードディスク	HDCL- UTE3W	株式会社ア イ・オー・ データ機器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、本体外郭上面が全体的に焼損し、下面はコネクタ一部を中心に焼損していた。 ○当該製品のDCコネクタにACアダプターのDCプラグが挿入されており、DCコネクタとDCプラグが焼損していた。 ○DCプラグの配線は、樹脂モールド内で断線し、プラグとのはんだ接続部が外れ、はんだは確認できなかった。 ○はんだ接続部の内部配線が半断線していた。 ○その他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○DCプラグの先端樹脂の成分分析を実施した結果、臭素系難燃剤が使用されていた。 ●当該製品は、インターフェース基板のDCコネクタに挿入されていたACアダプターのDCプラグが内部で異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
38	A201900362 令和1年7月4日(京都府) 令和1年8月8日	ルーター(パソ コン周辺機 器)	J18V115.00 (ソフトバンク 株式会社ブラ ンド)	日本裕展貿 易株式会社 (ソフトバンク 株式会社ブラ ンド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、パソコンラックの下に光回線終端装置、映像用回線終端装置と共に並べて設置されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、本体外郭樹脂が焼損し、基板が露出していた。 ○基板の部品は脱落しており、回収した部品に出火の痕跡は認められなかったが、部品の一部は確認できなかった。 ○ACアダプターの本体及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○消防覚知の3分前まで当該製品のサーバー側アクセスログ記録があった。 ●当該製品は外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900332「光回 線終端装置(パソ コン周辺機器)」と同一事故
39	A201900419 令和1年6月29日(富山県) 令和1年8月29日	充電器(ニッケ ル水素電池 用)	SG06	ロウ・ジャパ ン有限会社	(火災) 当該製品に他社製のバッテ リーを接続して充電中、建物 を全焼する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品を用いて玩具用リチウムポリマーバッテリーを充電していた。 ○事故発生現場の焼損が著しかったため、当該製品及びバッテリーは回収されず、確認できなかった。 ○同等品を用いて、同等品バッテリーを充電した結果、同等品バッテリーの外郭に膨張が認められたが、破裂、出火には至らなかった。 ○当該製品本体には、「ニッケル水素電池専用である。」旨、表示されている。 ●当該製品で玩具用リチウムポリマーバッテリーを充電したため、バッテリーが異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900293「バッテ リー(リチウムポリ マー、玩具用)」と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
40	A201900430 令和1年8月14日(滋賀県) 令和1年8月30日	エアコン	不明	株式会社富士通ゼネラル	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、端子板、ファンモーター、熱交換器、電源コードの一部及び電源プラグの栓刃の片側は確認できたが、電源基板、制御基板、トランス等は確認できなかった。 ○端子板は、ファストン端子が接続状態であり、端子の溶融等、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターは、表面が焼損していたが、外郭モールド樹脂に溶融は認められず、内部の巻線から出火した痕跡は認められなかった。 ○電源コードの断線部及び電源プラグの栓刃に溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明 (販売期間から23～25年と推定)
41	A201900457 令和1年8月26日(兵庫県) 令和1年9月6日	ヘアドライヤー	TID134	テスコム電機株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグはコンセントに接続された状態であった。 ○当該製品は、焼損が著しく、本体外郭樹脂が焼失していた。 ○電源コードは、本体内の引出部付近で外れていたが、電源コードに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーター、モーター、マイナスイオン発生器、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源スイッチ、ターボスイッチ、コンデンサー、イオン発生スイッチ等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201900475 平成30年12月22日(大阪府) 令和1年9月12日	電気冷蔵庫	RCS-100	レマコム株式会社	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、圧縮機周辺が著しく焼損していた。 ○圧縮機用始動リレーは、ファストン端子コネクター部に溶融痕が認められた。 ○オーバーロードリレーは、始動リレーに近い位置の焼損が著しく、一部の部品に欠損が認められた。 ○圧縮機、内部配線、電源プラグ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の所有者(レンタル事業者)は、始動リレーの交換部品の発注を行っていたが、当該製品の始動リレーを交換したかどうかは確認できなかった。 ●当該製品は、圧縮機用始動リレーのコネクター部で接触不良が生じて出火したものと推定されるが、焼損が著しく、接触不良が生じた原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
43	A201900586 平成23年1月28日(愛知県) 令和1年10月10日	自転車	VS206T	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。	○当該製品のペダルを踏み込んだときに外装6段式の後ギヤが空転したため、バランスを崩して転倒した。 ○転倒場所は横断歩道上で、路面は凍結していた。 ○事故発生後、販売店で後ギヤの空転が確認された。 ○後ギヤのギヤ板に異常な摩耗や傷は認められず、内部のラチェット機構部にグリスの固着はなく、全ての歯がつめとかみ合い、異常は認められなかった。 ○同等品に当該製品の後ギヤを装着し、平坦路及び勾配10度の登坂路を走行したが、空転は発生しなかった。 ●当該製品は、事故発生後に販売店で後ギヤの空転が確認されたが、後ギヤの外観及び内部機構に異常は認められず、実走行において後ギヤの空転は再現しないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
44	A201900594 平成28年1月10日(東京都) 令和1年10月10日	電動アシスト 自転車	A6L30	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ブレーキ を掛けたところ、前ブレーキ が破損し、転倒、負傷した。	○前ブレーキを前ホークに固定している貫通ボルトが折損していた。 ○折損部はキャリパー本体側のねじ谷部であった。 ○貫通ボルト表面には、貫通ボルトの固定が緩んでいたことを示す前ホークとの擦り傷が付着していた。 ○破面はねじ谷部から亀裂が発生し、疲労破壊により折損に至っていた。 ●当該製品は、前ブレーキを固定している貫通ボルトに緩みがあったため、制動時に加わる応力で貫通ボルトが折損し事故に至ったと推定されるが、貫通ボルトが緩んだ原因及び時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	